

令和7年度京都お仕事相談窓口運営業務委託
落札者決定基準別表

評価項目	評価内容		配点		
			※1	※2	
全体の評価 (50点)	提案内容の 的確性	・仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	10		
		・事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	10		
	提案内容の 実現性	・実施方法が具体的で、実現性があり、新規登録者、就職内定者数等の目標を達成することが期待できるか。	15		
	事業への 理解・知識	・事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	15		
提案項目① 認知度向上、 利用促進手法 (30点)	的確性	・アウトリーチ型イベント等の企画について、一過性の集客にとどまらず、その後の利用促進に結び付く提案内容になっているか。		10	
	実現性	・アウトリーチ型イベントや戦略的広報の企画について、具体的でかつ実現可能な提案内容になっているか。		10	
	独創性	・京都お仕事相談窓口、京都ジョブパーク及び京都府生涯現役クリエイティブセンター等の府内就労等支援機関の特徴や強みを的確に把握し、独創的なPR手法が提案されているか。		10	
提案項目② 京都お仕事相談窓口の適切な運営を図る工夫等 (35点)	的確性	・相談者に真に適する支援機関等を案内する京都お仕事相談窓口の運営にあたり、府内就労支援機関への高い見識や高度なカウンセリングスキルを持つ人員の配置等、適切な実施体制が提案されているか。		15	
	実現性	・他の就労等支援機関において、類似業務の経験のある人員が多数配置されているか。		10	
		・他の就労等支援機関の運営を受託するにあたり、目標値が達成され、安定的な運営が行われたか。		10	
提案項目③ 京都ジョブパークの運営 総括業務 (35点)	的確性	・提案事業者のノウハウや知識・経験を活かし、他の就労等支援機関と比較した京都ジョブパークの課題を適切に把握の上、改善策等の提案及び実行が期待できるか。		15	
		・京都ジョブパークにおける従事者全体の支援スキル及び意識の向上・統一にあたり、効果的な研修の実施計画等が、具体的に提案されているか。		10	
	実現性	・京都ジョブパークの各コーナーの実施する業務について、精通した人員の配置がなされているか。		10	
業務実施面 (30点)	業務実施体制	・提案内容を実施できる人員が確保され、特に事業責任者、副事業責任者については、類似業務における実績を有し、効果的なマネジメントや事業実施段階における積極的な企画提案が期待できる人物が配置されているか。	10		
		・各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確に説明されているか。	10		
	業務実績	・本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか。	同種の実績が複数ある	10	10
			同種の実績がある	8	
			類似の実績が複数ある	6	
			類似の実績がある	4	
			上記以外	2	
府内企業 (10点)	・京都府内に、本店、支店又は営業所等を有する者であること。	府内に本店がある	10	10	
		府内に支店、営業所等がある	6		
		上記以外で府内在住者を雇用	4		
		上記以外	0		
子育て支援・WLB (10点)	・子育て支援、ワーク・ライフ・バランス等の推進企業であること※4		「ワーク・ライフ・バランス等推進企業評価基準」により加算	10	
合 計			100	100	※3

※1:【仕様面】価格と同等に評価できる項目(仕様との適合性や※1の履行を確保するための項目<実施体制、業務実績等>)

※2:【企画面】価格と同等に評価できない項目(創造性、新規性等事業者の企画提案力に期待する内容)

※3:※1と※2の配点比率は1:1を基本とする

(5段階:※1・2共通)	配点	
	15点	10点
優れている	15点	10点
やや優れている	12点	8点
標準	9点	6点
やや劣っている	6点	4点
劣っている	3点	2点
仕様を満たしていない(※1のみ)	失格	

ワーク・ライフ・バランス等推進企業 評価基準 ※4

		配点	適用
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	10	女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定
	えるぼし3段階目	8	女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
	えるぼし2段階目	6	
	えるぼし1段階目	4	
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	10	次世代法第15条の2の規程に基づく認定
	くるみん(新基準)	8	平成29年4月1日以降の基準
	トライくるみん	6	
	くるみん(旧基準)	4	平成29年3月31日までの基準
若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)		8	
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(もにす認定)		8	
「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証		8	
京都わかもの自立応援企業認証		8	
京都はあとふる企業認証		8	

※複数の認定認定等に該当する場合は、10点を上限として、その合計点とする。